
青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

総務省消防庁からの、簡易サウナ（テント型サウナ又はバレル型サウナ）、住宅火災（感震ブレーカー）及び林野火災予防に関する基準等の整備に係る火災予防条例（例）一部改正通知に基づき、当組合火災予防条例（以下「条例」という。）について、所要の改正をするもの。

背景 簡易サウナ：サウナブームにより浴場以外に設置されることが増加
感震ブレーカー：地震発生時の電気火災予防
林野火災：大船渡市林野火災を受けた対応

2 主な改正内容

(1) 簡易サウナ関係

- ① 簡易サウナ室で、屋外等に設置される定格出力6kW以下、薪又は電気を熱源とする放熱設備を「簡易サウナ設備」として新たに定義。周囲の可燃物との離隔距離及び温度が異常上昇した場合の措置について、新たに規定する。
- ② 簡易サウナ設備のうち、火災危険性が低い個人設置のものを除き、一般サウナ設備と同様に設置届出の対象とする。

(2) 住宅火災予防対策関係

住宅火災予防施策として、住宅用火災警報器に加え、震度5程度の地震でブレーカーが遮断される、感震ブレーカーの普及推進を新たに追加する。

(3) 林野火災対策関係

- ① 林野火災予防に関する規定を新設し、当事務組合管理者が気象の状況から注意を要すると認めるときは、区域を指定して林野火災に関する注意報を発することができることとし、指定された区域内の者に火の使用制限の努力義務を課すこととする。
- ② 林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発した場合、その発令に併せて火の使用制限の対象区域を指定できることとする。
- ③ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることを明確化し、消防長がこの行為の届出対象となる期間及び区域を指定できることとする。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。